学校いじめ防止基本方針

～安心・安全な学び舎であり続けるために～

令和７年４月

千葉県立佐原白楊高等学校

目　次

１　基本理念等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　学校いじめ対策組織について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３　いじめの未然防止について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４　いじめの早期発見について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

５　いじめの相談・通報について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

６　いじめを認知した場合の対応について　・・・・・・・・・・・・・　８

７　指導について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

８　重大事態への対処について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

９　公表，点検，評価について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

【参照】いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）　・・・１４

学校いじめ防止基本方針
～安心・安全な学び舎であり続けるために～

いじめは，いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

児童生徒の尊厳を保持する目的の下，県教育委員会・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題の克服に向けて取り組むよう，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定に基づき，本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を，全職員および関係者の共通理解の基に定めるものとする。

１　基本理念等について

（１）基本理念　【国の基本方針から】

いじめは，全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また，全ての生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，県教育委員会，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（２）いじめの定義【国の基本方針から】

「『いじめ』とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（法第２条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても，本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ，当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし，このことは，いじめられた生徒の主観を確認する際に，行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお，いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，「いじめ防止ポプ

ラ委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の生徒や，塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また，「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが，外見的にはけんかのように見えることでも，いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお，例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが，当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など，行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても，加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて，いじめられた生徒の立場に立って，いじめに当たると判断した場合にも，その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には，好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については，学校は，行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

○冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
○仲間はずれ，集団による無視をされる
○軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
○ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
○金品をたかられる
○金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
○嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
○パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

（３）コンプライアンス

上記の基本理念にのっとり，生徒の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，生徒がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

また，いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり，正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や虚偽の説明を行わないものとする。

【参照】法第２条（定義）
法第３条（基本理念）
法第８条（学校及び学校の教職員の責務）
法第１３条（学校いじめ防止基本方針）

２　学校いじめ対策組織について

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，法第２２条及び第２８条に基づき，学校いじめ対策組織について次のとおり定める。

（１）名称　　いじめ防止ポプラ委員会

（２）構成

多岐にわたる役割が想定される組織であることから，構成は固定的なものではなく次のとおり柔軟に対応するものとする。

ア　校長，教頭，生徒指導主事，教務主任，各学年主任，教育相談担当，養護教諭

学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に，組織的に行うための中核となる常設組織とする。

イ　（アに加えて）開かれた学校づくり委員会委員（保護者の代表，警察等）

開かれた学校づくり委員会委員により，学校いじめ防止基本方針の策定や見直し，取組状況のチェック等を通じて常に改善を図る。

ウ　（アに加えて）当該担任，部活動顧問，スクールカウンセラー等

緊急会議時等，必要に応じて，関係の深い教職員，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者など外部専門家等が参加し，個々のいじめへの対処に当たって，より実効的な解決に資する。

（３）役割

ア　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

エ　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

【参照】法第２２条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
　　法第２８条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

３　いじめの未然防止について

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のために，全ての生徒を対象に，学校全体でいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（１）具体的取組

ア　啓発活動

生徒，保護者を対象にした外部講師による講話を年間２回（７月・１０月）実施し，いのちを大切にするキャンペーンや豊かな人間関係づくり，インターネットの適切な利用について，啓発及び指導を通していじめの未然防止を図る。

イ　道徳の授業

１年次生のＬＨＲの時間に実施する道徳の授業において，「マナー」，「情報モラル」，「いじめゼロ」等のテーマについて話し合い，生徒自身に深く考えさせる機会を設定し，いじめの未然防止を図る。

ウ　生徒会活動

いじめ根絶を目指し「いじめゼロ宣言」を行う。

（２）教職員の留意点

ア　言動について

教職員は，いじめを助長する危険性のある言動については，厳にこれを慎むこととし，暴言や暴力を学校内から排除し，不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰は絶対にこれをしてはならない。

イ　わかる授業の実施

生徒による授業アンケート調査を年間２回（７月・１２月）実施し，生徒一人ひとりの声を反映した，分かる授業の展開を推進し，生徒の自己存在感を高め，いじめを含めた問題行動の未然防止につなげる。

ウ　生徒の自発的活動の支援

部活動や生徒会活動，ボランティア活動への参加を推奨し，生徒の興味関心に応じた自発的活動を支援する。

活動意欲を高めるために，「ポプラ新聞」，「白楊ニュース」，ホームページ等において活動実績等を校内外へ広報する。

その際，過度の競争意識，勝利至上主義等が生徒のストレスを高め，いじめ等の問題行動を誘発する危険性に十分配慮するものとする。

【参照】法第１５条（学校におけるいじめの防止）
法第１９条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

４　いじめの早期発見について

いじめの早期発見は，いじめへの迅速な対処の前提であり，教職員が連携し，生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため，日頃から，昼休みや放課後などの授業時間外も含めて，学校生活における生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。それに加え，特に定期的に次の取組を行い，必要に応じて情報を共有する機会をもつものとする。

（１）被害目撃調査の実施

年間２回（６月・１０月）の定期的な調査を実施する。問題行動に真剣に向き合う真面目な調査であり，誠実に責任ある回答を求めるため，記名式の調査とする。その際，いじめを行った生徒がいじめを受けた生徒に圧力をかけること等のないよう，調査前に注意・確認する。

質問項目については，「いじめ」，「暴力」，「金銭強要」，「たかり」，「盗難」，「ネット上の中傷や嫌がらせ」，「問題行動や反社会的行為（薬物売買や異性交遊等）」等について設定し，「いじめ」に特化しない調査とすることで，回答を促すような配慮をする。

調査結果については迅速に対応し，特にいじめの疑いがあるものについては，本基本方針に従い対処することとする。

（２）教育相談週間の設定

月１回定期的に教育相談週間を設定し，教育相談に対する生徒の意識を高め，いじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。

（３）面談月間の設定

年間２回（４月～６月，９月～１１月）の面談月間を設定し，担任と副担任に加えて学年主任，各部の部長，養護教諭や管理職等との面談を実施する。複数の教職員との面談を通じて，教職員と生徒との人間関係づくりや生徒のコミュニケーション能力の向上を図ると共に，生徒が発するＳＯＳに対処できる可能性を高める。

（４）保護者面談週間の設定

７月に保護者面談週間を設定し，担任とすべての保護者との個別面談を実施する。生徒の家庭での状況について情報交換することで，学校では見えにくい生徒の問題行動等の把握につなげる。いじめに関する相談についても啓発する。

【参照】法第１６条（いじめの早期発見のための措置）

５　いじめの相談・通報について

（１）相談・通報窓口

ア　校内

〇教育相談員及びセクハラ相談員

イ　校外

〇千葉県子どもと親のサポートセンター（月～金 8：30～17：15）
０１２０（４１５）４４６　（フリーダイヤル）

〇千葉いのちの電話２４時間　０４３－２２７
－３９００（２４時間体制）

〇２４時間いじめ相談ダイヤル　０５７０－０
－７８３１０（なやみ言おう）

（２）相談・通報に当たっての留意点

被害目撃調査の実施や教育相談週間の設定に際し，「いじめ」，「暴力」，「中傷」等の問題行動は絶対に許されないことであることや，いじめ等の被害を受けることは決して「恥ずかしいこと」や「惨めなこと」ではなく，相談・通報することがこのような問題行動の根絶のために大切であることを生徒に周知し，一人で抱え込まずに相談・通報するよう奨める。

（３）相談・通報後の処置

ア　生徒の安全確保

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の身の安全を第一とする。

イ　加害生徒への対応

いじめを行った生徒については，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導に当たる。

ウ　組織的な対応

特定の教職員で抱え込まず，教職員全員の共通理解の下，関係機関等と連携しつつ，速やかに組織的に対応する。

【参照】法第１６条（いじめの早期発見のための措置）

６　いじめを認知した場合の対応について

（１）報告体制

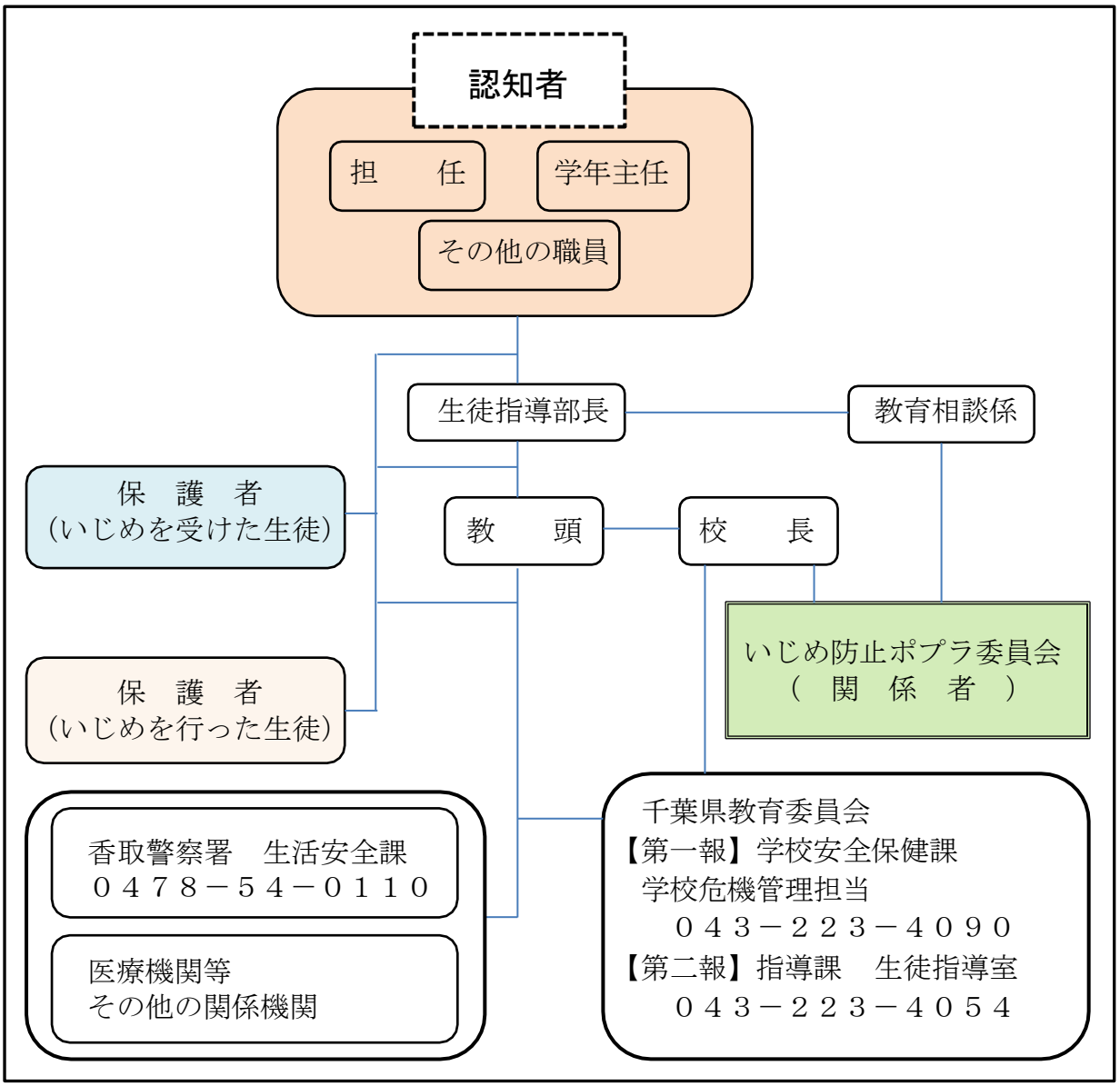

（２）いじめを受けた生徒への対応（本人・保護者）

ア　いじめを受けた生徒の自宅を訪れ，聴取した事実を保護者に説明する。
イ　いじめを受けた生徒・保護者の心情を考慮し，誠実に丁寧に対応する。
ウ　いじめを受けた生徒を徹底して守り抜くことを本人，保護者に伝える。
エ　学校側の今後の対応について，関係機関との連携を含めて説明する。
オ　いじめを受けた生徒・保護者の不安な点を聴取し，対応策を示す。

（３）いじめを行った生徒への対応（本人・保護者）

ア　複数の職員により，いじめの事実について事情聴取する。
イ　聴取記録の係を決め，手書きした後，電子データにも残す。
ウ　暴言や威圧等の不適切な聴取方法とならないよう注意する。
エ　聴取時間及び場所については，休憩を適宜入れながら，無理のないよう環境に配慮して設定する。
オ　保護者に来校してもらい，聴取したことを伝える。

（４）周囲の生徒への対応（学級・学年・全校・部活動等）
当該いじめに関するアンケート調査や，関係者への聴き取り調査に関する具体的な方法や留意事項について説明する。

（５）聴取に当たっての留意点
上記（３）の他，いじめを行った生徒がいじめを受けた生徒や通報者に圧力（物理的，精神的）をかけることのないよう，関係者に指導する。

（６）いじめの調査について（学級・学年・全校・部活動等）
必要に応じて，当該いじめに関するアンケート調査を実施する。

（７）報告について
ア いじめを認知し，いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒への事情聴取を終えた段階で，校長（教頭）が県教育委員会（学校安全保健課学校危機管理担当）に一報を入れる。
イ 必要に応じて，香取警察署（生活安全課）や医療機関等その他の関係機関に連絡し協力要請する。

【参照】法第２３条（いじめに対する措置）

7　指導について

（１）いじめをやめさせる指導
ア　いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援
① 生徒の身の安全を最優先し，いじめをやめさせることに皆で取り組むことを伝える。
② 生徒の心のケアのため，必要に応じてスクールカウンセラーの支援を要請する。
③ 生徒が安心して学べる環境を整備する。
イ　いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言
① いじめを受けた生徒の立場となって状況を考えさせ，絶対にいじめを行ってはならないことを諭す。
② 被害生徒や通報した生徒に対する報復行為を絶対にしないよう指導する。
③ 警察や病院等が関係する事案であれば，保護者に関係機関との対応を指示する。
④ 被害生徒に対する謝罪について指導する。
⑤ いじめを再び起こさないよう，特別指導を含めて，継続して生徒及び保護者に指導・助言する。
ウ　当該保護者等に対する丁寧な説明
① いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒それぞれの保護者に対して，争いが起きることのないよう，正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や虚偽の説明を行わない。
② 警察や病院等が関係する場合は，それぞれの保護者の心情に配慮しつつ，争いが起きることがないよう，適切に支援する。

エ　周囲の生徒への指導

①「観衆」としてはやし立てたり面白がったりしなかったか，反省を促す。

②「傍観者」として周辺で暗黙の了解を与えていなかったか，反省を促す。

③ いじめをなくすために何かできなかったのかを考えさせ，いじめ問題の克服に向けて指導する。

オ　所轄警察署と連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄警察署と連携してこれに対処する。

（２）校長及び教員による懲戒

校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，学校教育法第１１条の規定に基づき，適切に，当該生徒に対して懲戒を加えるものとする。

（３）心のケア

いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするため，複数の教職員によって，スクールカウンセラー等の支援を得つつ，いじめを受けた生徒だけでなく，いじめを行った生徒及び周囲の生徒の心のケアについて支援する。

（４）再発防止の指導

ア　当該いじめの再発防止のため

当該いじめに関わった生徒及び保護者への継続的な面談による情報収集や情報提供を行い，必要に応じて生徒への指導・助言，保護者への協力依頼や助言を行う。

イ　いじめの再発防止のため

教育相談や被害目撃調査により，いじめの行為は発覚するものであることを，生徒や保護者に機会あるごとに周知し，生徒が安心して学校生活を送ることができる人間関係づくりの大切さについて，あらゆる教育活動を通じて継続的に指導する。

【参照】法第２３条（いじめに対する措置）
法第２５条（校長及び教員による懲戒）

８　重大事態への対処について

（１）重大事態とは

法第２８条に次のように規定されている。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば，

○　児童生徒が自殺を企図した場合
○　身体に重大な傷害を負った場合
○　金品等に重大な被害を被った場合
○　精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については，年間３０日を目安とする。ただし，生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，この目安にかかわらず，迅速に調査に着手することとする。

また，生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）重大事態の報告

「６（１）報告体制」に基づき，校内における報告を受け，校長が県教育委員会（学校安全保健課学校危機管理担当）や関係機関に重大事態の発生について報告する。

（３）学校いじめ対策組織の招集

重大事態の発生後直ちに「いじめ防止ポプラ委員会」を招集し，県教育委員会の指導の下，調査の趣旨，調査主体，調査の方法等について検討し，調査を実施する。

ア　調査の趣旨

事実関係を明確にするため，重大事態に至った当該いじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。

因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ　調査の主体

学校が主体となって行うか，県教育委員会が主体となって行うか，県教育委員会が判断をする。従前の経緯や事案の特性，いじめを受けた生徒や保護者の訴えなどを踏まえ，学校主体の調査では，重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には，県教育委員会が主体となって行うこととする。

なお，学校が調査主体となる場合であっても，県教育委員会から必要な指導や支援を受けて行うこととする。

ウ　調査の方法

質問紙調査や聞き取り調査により得られたアンケートについては，いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合がある旨を，調査に先立ち，調査対象となる在校生やその保護者に説明することに留意する。

① いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

生徒から十分に聴き取るとともに，在籍生徒や教職員，必要に応じて保護者に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など，聴き取りが不可能な場合は，当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する。

調査方法としては，在籍生徒や教職員，必要に応じて保護者に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

それまで学校で先行して調査している場合でも，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

（４）調査の実施

上記（３）に基づき，調査を実施する。いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし，状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

調査による事実関係の確認とともに，いじめた生徒への指導を行い，いじめ行為を止める。

（５）関係機関との連携

必要に応じて，医療機関，警察，心理や福祉の専門家，弁護士などの外部専門家に協力を要請し，連携して調査を進める。

（６）調査結果について

ア 情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について，いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

また，情報の提供に当たっては，他の生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮する。

イ 報告

調査結果については，校長が県教育委員会に報告する。

また，いじめを受けた生徒及びその保護者に対しする情報の提供についても，適時・適切な方法で，経過報告を行う。

（７）自殺が関係する場合の留意事項

ア 自殺の背景調査

亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ，その死に至った経過を検証し再発防止

策を構ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら背景調査を行う。

イ 遺族の要望・意見

背景調査に当たり，遺族が，当該児童生徒を最も身近に知り，また，背景調

査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取し，
できる限りの配慮と説明を行う。
また，詳しい調査を行うに当たり，遺族に対して，調査の目的・目標，調査
を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺
族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，でき
る
限り，遺族と合意しておく。

ウ　在校生及び保護者への配慮

在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う

エ 公平性・中立性の確保

調査を行う組織については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の
専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者
と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）に参加
を依頼することにより，当該調査の公平性・中立性を確保する。

オ 客観的・総合的な分析評価

背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，で
きる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含め
て，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を
行うよう努める。
また，客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの
事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の
援助を求める。

【参照】法第２８条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
法第３０条（公立の学校に係る対処）

９　公表，点検，評価について

（１）公表

本基本方針は本校ホームページで公表する。

（２）点検

「学校評価アンケート」の中に「いじめ問題への取組」について評価項目を設定し，教職員，生徒，保護者で評価する。

毎年１月下旬を基準として，「いじめ防止ポプラ委員会」において，「学校評価アンケート」の結果及び学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画や取組状況の検証・修正等について点検・分析する。

（３）評価

上記点検に基づき，いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，いじめの防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。

【メモ】

【参照】

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

目次

第１章　総則（第１条―第１０条）
第２章 いじめ防止基本方針等（第１１条―第１４条）
第３章 基本的施策（第１５条―第２１条）
第４章 いじめの防止等に関する措置（第２２条―第２７条）
第５章 重大事態への対処（第２８条―第３３条）
第６章 雑則（第３４条・第３５条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条 この法律は，いじめが，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み，児童等の尊厳を保持するため，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体等の責務を明らかにし，並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに，いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条 この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第３条 いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み，児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2　いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3　いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）
第４条 児童等は，いじめを行ってはならない。

（国の責務）
第５条 国は，第３条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，いじめの防止等のための対策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第６条 地方公共団体は，基本理念にのっとり，いじめの防止等のための対策について，国と協力しつつ，当該地域の状況に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）
第７条 学校の設置者は，基本理念にのっとり，その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）
第８条 学校及び学校の教職員は，基本理念にのっとり，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）
第９条 保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2 保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
3 保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
4 第一項の規定は，家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず，また，前三項の規定は，いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）
第１０条 国及び地方公共団体は，いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第２章　いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）
第１１条 文部科学大臣は，関係行政機関の長と連携協力して，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
2 いじめ防止基本方針においては，次に掲げる事項を定めるものとする。
一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）
第１２条 地方公共団体は，いじめ防止基本方針を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）
第１３条 学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）
第１４条 地方公共団体は，いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため，条例の定めるところにより，学校，教育委員会，児童相談所，法務局又は地方法務局，都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
2 都道府県は，前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には，当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう，当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
3 前二項の規定を踏まえ，教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に，地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは，教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第３章　基本的施策

（学校におけるいじめの防止）
第１５条 学校の設置者及びその設置する学校は，児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
2 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを防止するため，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）
第１６条 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを早期に発見するため，当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
2　国及び地方公共団体は，いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
3　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
4　学校の設置者及びその設置する学校は，相談体制を整備するに当たっては，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）
第１７条 国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう，関係省庁相互間その他関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体の間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）
第１８条 国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上，生徒指導に係る体制等の充実のための教諭，養護教諭その他の教員の配置，心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保，いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校の教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）
第１９条 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，及び効果的に対処することができるよう，これらの者に対し，必要な啓発活動を行うものとする。
2　国及び地方公共団体は，児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに，インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
3　インターネットを通じていじめが行われた場合において，当該いじめを受けた児童等又はその保護者は，当該いじめに係る情報の削除を求め，又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成１３年法律第１３７号）第４条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは，必要に応じ，法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）
第２０条 国及び地方公共団体は，いじめの防止及び早期発見のための方策等，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方，インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに，その成果を普及するものとする。

（啓発活動）
第２１条 国及び地方公共団体は，いじめが児童等の心身に及ぼす影響，いじめを防止することの重要性，いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章　いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第２２条 学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）
第２３条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
2　学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
3　学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
4　学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
5　学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
6　学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）
第２４条 学校の設置者は，前条第二項の規定による報告を受けたときは，必要に応じ，その設置する学校に対し必要な支援を行い，若しくは必要な措置を講ずることを指示し，又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）
第２５条 校長及び教員は，当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは，学校教育法第１１条の規定に基づき，適切に，当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）
第２６条 市町村の教育委員会は，いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第３５条第一項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等，いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）
第２７条 地方公共団体は，いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても，学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため，学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第５章　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第２８条 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
2　学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
3　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）
第２９条 国立大学法人（国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は，前条第一項各号に掲げる場合には，当該国立大学法人の学長を通じて，重大事態が発生した旨を，文部科学大臣に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　文部科学大臣は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう，国立大学法人法第３５条において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第６４条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）
第３０条 地方公共団体が設置する学校は，第２８条第一項各号に掲げる場合には，当該地方公共団体の教育委員会を通じて，重大事態が発生した旨を，当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第 28 条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことがで

きる。
3　地方公共団体の長は，前項の規定による調査を行ったときは，その結果を議会に報告しなければならない。
4　第二項の規定は，地方公共団体の長に対し，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２３条に規定する事務を管理し，又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
5　地方公共団体の長及び教育委員会は，第二項の規定による調査の結果を踏まえ，自らの権限及び責任において，当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）
第３１条 学校法人（私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は，第２８条第一項各号に掲げる場合には，重大事態が発生した旨を，当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第２８条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　都道府県知事は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう，私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4　前二項の規定は，都道府県知事に対し，学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第３２条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号）第１２条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は，第２８条第一項各号に掲げる場合には，当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて，重大事態が発生した旨を，同法第１２条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。
2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第 28 条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3 認定地方公共団体の長は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう，構造改革特別区域法第１２条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4 前二項の規定は，認定地方公共団体の長に対し，学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
5 第一項から前項までの規定は，学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第１３条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において，第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と，「第１２条第一項」とあるのは「第１３条第一項」と，第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と，第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と，「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と，「第１２条第十　項」とあるのは「第１３条第三項において準用する同法第１２条第十項」と，前項中「前二項」

とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導，助言及び援助）
第３３条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の四第一項の規定によるほか，文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し，都道府県の教育委員会は市町村に対し，重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため，必要な指導，助言又は援助を行うことができる。

第６章　雑則

（学校評価における留意事項）
第３４条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては，いじめの事実が隠蔽されず，並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう，いじめの早期発見，いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）
第３５条 高等専門学校（学校教育法第１条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は，当該高等専門学校の実情に応じ，当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止，当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
（施行期日）
第１条 この法律は，公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）
第２条 いじめの防止等のための対策については，この法律の施行後三年を目途として，この法律の施行状況等を勘案し，検討が加えられ，必要があると認められるときは，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
2 政府は，いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう，当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理　由
いじめが，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため，いじめの防止等のための対策に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体等の責務を明らかにし，並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに，いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが，この法律案を提出する理由である。